

奈良県公安委員会告示第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第3項の規定による同条第1項第3号から第9号まで及び第11号から第13号までに掲げる講習並びに同条第2項に規定する講習（以下これらを「講習」という。）の実施の委託に関し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する奈良県公安委員会が認める者は、次のいずれにも該当するものとする。

平成30年1月9日

奈良県公安委員会

委員長 飯 降 政 彦

- 1 講習を行うのに必要かつ適切な組織を有する者として次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - カ 精神機能の障害により講習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
 - (2) 奈良県内に主たる事業所を有していること。
 - (3) 講習に従事する職員と直接的な雇用関係にあること。
 - (4) 講習における指導に必要な能力を有する者を当該講習を行うために必要な数以上

有していること。

(5) 負債の額が総資産の額を上回らない等収益、資産その他の財務基盤が安定していること。

(6) 国税及び地方税に未納がないこと。

2 講習を行うのに必要かつ適切な設備を有する者として、施設、教材その他の講習を行うために必要な設備を有し、又は調達することができること。

3 講習を行うのに必要かつ適切な能力を有する者として次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 事業所及び講習に従事する職員が、講習に関する問合せ等に適切に対応できる能力を有すること。

(2) 講習に関して問題が生じた場合に、即時に対応し、解決する能力を有すること。

(3) 講習を行うために必要な者を当該講習の実施場所に必要な数配置することができること。

(4) 奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号）第10条第2項の規定により、個人情報の安全確保の措置を講じることができること。

(5) 講習に関する事務を的確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを明らかにする書類を提出することができること。